

○真岡市英語検定料及び漢字検定料助成金交付要綱

令和元年7月1日

教委告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英語検定」という。)又は公益財団法人日本漢字検定協会が実施する漢字技能検定(以下「漢字検定」という。)を受検する児童生徒の保護者に対し、真岡市英語検定料助成金(以下「英語検定助成金」という。)又は真岡市漢字検定料助成金(以下「漢字検定助成金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する英語検定又は漢字検定の申込みをした児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)の保護者(親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者をいう。以下同じ。)とする。

- (1) 真岡市立小学校又は中学校(以下「市立学校」という。)に在籍する児童生徒
- (2) 市内に在住し、市立学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在籍する児童生徒
- (3) その他真岡市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が必要と認める児童生徒

(助成金の額等)

第3条 助成金の額は、対象児童生徒が申し込んだ英語検定又は漢字検定の検定料の2分の1以内で教育長が定める額とする。

2 助成金の交付は、同一の対象児童生徒につき英語検定又は漢字検定のそれぞれ1会計年度各1回とする。

(交付申請等)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真岡市英語検定料助成金及び漢字検定料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 対象児童生徒の英語検定又は漢字検定受検を証する書類の写し
- (2) その他教育長が必要と認める書類

2 交付申請は、英語検定又は漢字検定の試験日の属する年度の3月31日までに行わなけ

ればならない。

(交付決定等)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により助成金の交付を決定した時は、申請のあった口座への振り込みにより、速やかに助成金を交付するものとする。

3 教育長は、前項の規定により助成金の交付を否決した時は、真岡市英語検定料及び漢字検定料助成金不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(助成金の返還等)

第6条 教育長は、第5条第2項の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又は助成金に係る教育長の指示に反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定又は交付を受けたとき。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年度英語検定及び漢字検定の受検から適用する。